

砺波市農業委員会 11月総会議事録

開催日時 令和7年11月5日（水）午後2時

開催場所 砧波市役所 3階 小ホール

出席した委員 23名

1番	西原 登	16番	飯田 真紀
2番	堀田 敬三	17番	亀永 理恵
3番	吉田 一馬	18番	土田 英雄
5番	林 政樹	19番	中村 栄克
7番	石田 智久	20番	満保 雅春
8番	鴨井 克之	21番	今井 久人
9番	川邊 洋	22番	松原 光雄
10番	館 和香子	23番	黒田 英嗣
11番	樋掛 雅彦	27番	斎藤 徹
12番	田嶋 和樹	28番	片山 雅喜
13番	森田 修	29番	水野 勢津子
14番	松浦 正一		

欠席した委員 6名

4番	柴田 泰利	24番	山本 渉
6番	前野 久	25番	小幡 直也
15番	飯田 輝一	26番	源通 一郎

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長	小西 啓介	主幹	横山 匡英	主任	深尾 芽生
農業振興課	1名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第26号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請
に対し意見決定について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度・砺波市農業委員会
11月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。お忙しい中総会に出席いただきありがとうございます。
10月から天候不順が続き、タマネギやチューリップの作付けへの影響を
少し心配する一方で、米の方は、上位等級品率が高く例年並みということで、
その点では安堵しているところです。

さて、11月になりこれから農業委員会としての活動が多くなっていきます。
まず1つ目に本日の総会終了後には砺波市内農業関連施設の視察研修会、2つ目には11月17日に県農業会議主催の農業委員会大会がありますので、ご出席をお願いいたします。また、3つ目として、地域計画の
ブラッシュアップのための会議を各地区で開催することになります。「
ブラッシュアップ」ということで難しく感じるところもあるかと思いますが、
要は、地域計画を作りっぱなしではなく、その都度よりよく改善・改良をして
いく作業となります。これからもみなさま方にご協力をお願いしながら
進めたいと思っております。

簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願
いいたします。

事務局 ありがとうございました。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中23名
の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律
第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告
させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせ
ていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、
会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたい
と存じます。それでは、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させて
いただいてもよろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号3番 吉田一馬委員・議席番号5番 林政樹

委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第26号農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページから2ページをお願いします。

今月の案件は、10件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1、2、5、7から9は、耕作者が引き続き農地として利用するため譲り受けます。番号3及び4は、県外に居住する譲渡人が農地の譲渡しを希望していたところ、地元の担い手と話がまとまったものです。番号4については農地所有適格法人の常時従事者であり、組合員として申請農地を耕作します。番号6及び10は、移住のため購入する空き家とあわせて譲り受け、引き続き農地として利用します。いずれの譲受人も農業法人で農業に従事した経験があり、取得する農地について農地利用計画書を作成し提出されています。譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明がありました「議案第26号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 田嶋委員、どうぞ。

田嶋委員 3番と4番について、譲渡人は相続で農地を取得されましたが、県外に在住しており、年もとてお子さん方も砺波市内に戻ることはないということで、自分が元気なうちに譲渡ししたいという相談がありました。同じ太田の集落内で譲渡先を探したところ、3番については近隣で耕作する譲受人が2筆で1枚の田を譲り受けていいという話になりました。4番については、申請地の仲間田を譲受人が所有しており、今回譲り受けることによって1枚の田として耕作されます。ご承認よろしくお願ひします。

委員 (「はい」の声あり)

議 長 森田委員、どうぞ。

森田委員 7番と8番について、譲受人が農業用ハウスを増設して利用するためにその敷地を売買により取得します。9番について、譲渡人が相続した実家の農地を、もう実家には誰もいらっしゃらず譲渡人本人も市外に在住しているため、農地を処分したいということから、現在の耕作者である譲受人に所有権移転することで話がまとまったものです。ご承認よろしくお願ひします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 斎藤委員、どうぞ。

斎藤委員 5番について、申請農地は過去に譲渡人が親戚から遺贈されたものです。譲渡人は別の仕事もしながら耕作する兼業農家ですが、これ以上耕作する規模を広げられないことから、現在耕作している譲受人と話をされまして所有権移転することでまとまったものです。ご承認よろしくお願ひします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 今井委員、どうぞ。

今井委員 10番について、譲渡人が県外で定住することで家を譲渡することになりましたが、それに伴い農地も同時に手放したいということで譲受人と話がまとまったものです。ご承認よろしくお願ひします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 6番について、譲渡人は県外在住で相続した実家を空き家バンクを通して登録しており、それを譲受人が購入しました。その家の周りの農地を譲受人が農業をやりたいという意向があったことからあわせて譲り受けます。今後規模の拡大もしていきたいと希望されています。ご承認よろしくお願ひします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 石田委員、どうぞ。

石田委員 6番と10番について、空き家の売買に伴う農地の取得ですが、砺波市の空き家コーディネーター等の関わりがあったものでしょうか。

事務局 6番は砺波市の空き家バンク経由で双方がお話しされたもので、10番は地区の空き家ネットが関与して話がまとまったものです。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 移住して農業を始められるということですが、おいくつぐらいの年代の方でしょうか。

事務局 6番は50代の方で、10番は60代の方です。

議 長 他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第26号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。申請者は、将来親が経営する電化製品店を引継ぐ予定であり、同時に子育ての支援を受けることが出来る、実家及び店舗近隣において、分家住宅を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。申請者は、電化製品店を営んでおり、近年、製品の増加に伴い資材置場や業務用車両の駐車場が不足していることから、申請地において駐車場及び資材置場を計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。申請者は、寺院を営んでおり、従来より駐車場が不足していることから、申請地にて駐車場を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長　　ただ今、事務局より説明がありました「議案第27号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員　　（「はい」の声あり）

議長　　西原委員、どうぞ。

西原委員　1番と2番について、家業として電化製品店を営んでいますが、店舗側道路で拡張工事を行っている影響で敷地が狭くなり駐車場や資材置場を確保する必要がありました。また、後継者の住まいとなる分家住宅の建築も検討していたことから、店舗から近い場所であわせて造成・建築を計画したものです。ご承認よろしくお願いします。

委員　　（「はい」の声あり）

議長　　松浦委員、どうぞ。

松浦委員　3番について、4月の総会において農振除外の申請を審議いただいたものです。お寺でいろいろな催事があるときに、参加される方の駐車場が不

足していることから隣接地において駐車場の拡張を計画しています。ご承認よろしくお願ひします。

議長　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第27号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号から報告第2号について、事務局より説明願います。

事務局　(報告第1号・第2号説明)

議長　ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

委員　(「はい」の声あり)

議長　堀田委員、どうぞ。

堀田委員　報告第1号の解約について、1番の解約理由「耕作条件不一致のため」とは具体的にどのようなものでしょうか。

事務局　山間部にあり対象農地まで耕作に行くのが不便なことや、近年の災害で崩れた部分があるなど耕作が難しくなったことから、所有者と耕作者双方の協議により解約することとなったものです。

議長　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 14:30)